

東海岸南三丁目自治会会則

(名 称)

第1条 本会は東海岸南三丁目自治会と称する。

(組 織)

第2条 本会は東海岸南三丁目内の居住者で組織する。

(目的、事業)

第3条 本会は会員相互の親睦と生活環境の改善を図ることにより会員の福祉を増進することを目的として次の事業を行なう。

- (1)会員の保健衛生に関すること。
- (2)環境の維持改善並びに公害の防止に関すること。
- (3)道路の整備並びに照明に関すること。
- (4)消防並びに防犯に関すること。
- (5)東海岸自治会館の維持管理に関すること。
- (6)関係官公庁にたいして意見の具申並びに建議を行なうこと。
- (7)その他本会の目的達成に必要と認められること。

(役員選任方法、任期)

第4条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名

会 計 1名

顧 問、理事並びに監事 若干名

- (1)会長は当該地区の会員の推薦によって選任する。
- (2)副会長、会計、顧問、理事並びに監事は会長が選任する。
- (3)役員任期は2年とする。(但し、再任は妨げない。)
- (4)役員に欠員が生じた時は速やかに補充する。任期は前任者の残存期間とする。

(役員の仕事)

第5条 会長は本会を代表し、会務を統括し、会議を招集してその議長となる。
副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
会計は本会の会計を管理する。
顧問、理事は本会の会務を補佐する。
監事は本会の会務並びに会計を監査する。

(隣組長、班長の選任方法、任期)

- 第6条 (1)隣組長は各隣組会員の申し合わせによって1名選任する。
(2)別途定める班毎に、隣組長の互選により班長を選任する。
(3)班長の任務は役員に準じて会務を補佐する。
(4)隣組長及び班長の任期は1年とする。(但し再任は妨げない。)

(会 議)

- 第7条 会議は総会と役員会とする。
(1)総会は定時総会と臨時総会とする。
定時総会は毎年1回会計年度のはじめに開催し、決算の認定、予算の議決、会則の制定並びに改廃、事業計画の策定その他必要と認めた事項を審議する。
(2)臨時総会は会員の過半数の要請があった場合及び必要と認めた場合開催する。
(3)総会は役員及び隣組長をもってこれに代える事ができる。
(4)役員会は会長が必要と認めた場合開催する。
(5)各会議の定足数は過半数とし議事は出席者の過半数を以て決定する。
可否同数の場合は議長が決定する。

(会 計)

- 第8条 (1)本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。
(2)本会の経費は会費、市よりの補助金並びに交付金、及びその他の収入を以ってこれにあてる。
(3)会員は毎月100円以上の会費を負担するものとし、一時に6ヶ月以上の金額を前納するものとする。
(4)会費納入後は移転その他の理由により退会しても返金しない。

(慶弔及び見舞い金)

- 第9条 慶弔金及び災害等の見舞い金の額を次の通りと定める。
弔慰金 (会員並びに会員家族) 5,000 円
災害等見舞い金 5,000 円

(その他)

- 第10条 本会則に規定されていない事項で本会の運営上必要なものは会長が役員会に諮って定める。

- 付 則 本会則は昭和61年4月1日より施行する。
改 正 平成 2年4月 1日、平成 6年4月17日、平成 9年4月15日、
平成12年4月22日、平成23年4月17日